

足利市 I S O 等認証取得支援補助金交付要綱

(目的および趣旨)

第1条 この補助金は、市内の中小企業者の認証取得に係る組織運営体制の構築や管理手法の整備、運用方法の見直しによる経営能力の向上を図るとともに、第三者機関からの認証取得による対外的な企業価値の向上をはかり、国内及び国際競争力を高めることを目的とする。

2 市内の中小企業者が I S O 認証に代表される国際標準のほか地域標準、国家標準、団体標準等の市長の認める認証を取得する経費の一部に対し、足利市 I S O 等認証取得支援補助金を交付するものとする。補助金の交付等に関しては、足利市補助金等交付規則(平成19年足利市規則第60号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業者
- (2) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している。
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。
- (3) 国際標準 国際標準化機構、食品規格委員会(CAC)等に代表される国際標準化機関で制定される標準または規格
- (4) 地域標準 欧州標準化機構、欧州電気標準化委員会に代表される地域的な標準化機構によって制定される標準または規格
- (5) 国家標準 国家が制定する標準または規格
- (6) 団体標準 国際自動車タスクフォース等の産業団体や業界団体が制定する標準または規格

(補助対象認証)

第3条 補助金の交付の対象となる認証(以下「補助対象認証」という。)は、次の標準を満たすものとする。ただし、認証及び登録の経費が生じるものに限る。

- (1) I S O 認証等の国際標準

(2) その他市長が認める地域標準、国家標準、団体標準等
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所、営業所、工場等を有し、市内で事業を営む中小企業者とする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当する場合には、補助対象者とならない。

(1) 足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者である者

(2) 市税に滞納がある者

(3) みなし大企業に該当する者

(4) 補助申請内容について、この要綱に規定する補助金と同種の補助を受けている、又は受ける予定の者

(5) 前4号に掲げる者のほか、第1条の目的に照らし補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象認証の新規取得に係る経費のうち、コンサルタント又は審査、認証又は登録機関に支払った経費等とする。

(補助金額)

第6条 補助率は、補助対象経費の100分の30以内とし、補助金の額は、一の補助対象認証につき50万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、足利市ISO等認証取得支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象認証の取得年度内に市長に提出しなければならない。ただし、申請者の責めに帰することができない事由により同年度に申請できないと認めるときはこの限りでない。

(1) 事業概要書（別記様式第2号）

(2) 補助対象認証の取得を証明する書類の写し

(3) 補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

(4) 補助対象経費の内訳を確認できる書類の写し

(5) 申請者名義の通帳の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、足利市ISO等認証取得支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）又は足利市ISO等認証取得支援補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を当該申請者に通知の上、補助金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

3 交付決定者は、足利市ISO等認証取得支援補助金交付請求書（別記様式第5号）により補助金を請求するものとする。

（交付決定の取り消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（細目）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。同日以後に補助対象認証を新たに取得した者から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。